

## かがわウェルビーポイント制度におけるポイントの不正取得事案について

### 1 概要

市内学校に勤務する警備員は、平成31年3月から、ボランティア活動等のかがわウェルビーポイント（以下「ポイント」という。）の対象活動を行っていないにもかかわらず、警備業務の勤務のたびに、2枚のかがわウェルビーカードをポイント付与端末に読み込ませることで、ポイントの付与を受け、ポイントが貯まるとポイント加盟店でポイントを使用していたことが判明した。

関係者からの聴き取り調査の結果、これまで使用したポイントに係る本市の負担金（ポイント運営事業者（以下「事業者」という。）へ支払済）の返還を求めた。

なお、返還金39,269円は令和4年12月26日に、その利息3,668円は令和5年1月4日にそれぞれ納入された。

また、未使用のポイント残高を取り消すとともに、これに係る本市の負担金は事業者から返還を受ける予定である。

### 2 不正取得ポイント等

【期間：平成31年3月～令和4年11月】 (P：ポイント)

不正取得ポイント	内使用済	内未使用
55,250 P	39,269 P	15,981 P

### 3 返還額

- ① 返還を命じた金額 39,269円（令和4年12月26日納入済）
- ② 利息 3,668円（令和5年1月4日納入済）
- ③ 事業者に求めた未使用ポイントの取消 15,981ポイント  
※内2,000ポイントは本市への負担金請求前に除外
- ④ 事業者に返還を求めた金額 13,981円